

# 公益社団法人花巻市シルバー人材センター会員就業規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規約は、公益社団法人花巻市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に関する事項を定めるものとする。

### (センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員の自発的な働く意欲と希望により、その能力を発揮できる就業の機会を提供するもので、会員は相互共助、共働の精神によりその仕事を成就させるものである。

2 会員は、就業にあたって社会的身分や性別、信条、宗教、国籍などの理由で差別的な取扱いを受けない。

## 第2章 就業

### (仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、センターが発注者からの作業量及び作業条件等を約すことで成立し、会員は、発注者との間において、これらの直接の交渉当事者とならない。

### (仕事の手順等)

第4条 センターは、受注した仕事について就業希望会員とあらかじめ仕事の手順、作業量、作業時間、完了予定日、配分金等について打合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その確認事項を文書に記録するものとする。

また、センターは、会員の就業に関し適切な助言をするものとする。

2 会員は、契約した内容に即した仕事に就業した上、その就業が完了したときは就業報告書により速やかにセンターへ報告しなければならない。

### (健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受託した仕事の遂行において就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努めるものとする。

### (就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業にあたり次の点に留意すること。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努める。
- (2) やむを得ない事情により就業が出来なくなった場合は、速やかにセンターへ届け出る。
- (3) 就業上知り得た秘密、機密事項及び発注者の不利益になることは、他に洩らさない。

(4) 就業にあたっては、自己の安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努める。

### 第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第7条 会員が共同作業を必要とする場合は、前条の就業上の留意事項に加え、次の点に留意すること。

- (1) 就業会員が多数となる場合は、その中からリーダーを選ぶこととし、リーダーは、就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携を図ることを担う。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行にあたっては常に明るい雰囲気のもとで相互に助け合い協力する。
- (3) 就業会員は、仕事の完成を目指し、共同責任の精神をもって努力する。
- (4) 就業中に、けが又は病気が発生した会員がいた場合は、共同作業中の他の会員は、直ちにセンターに連絡する等応急の処置をとるように努める。

### 第4章 傷害保険

(傷害保険)

第8条 会員の就業中等における死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 傷患者又は共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容をセンターに届けて指示に従うものとする。

### 第5章 損害保険

(損害保険)

第9条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときの賠償は、「シルバー人材センター賠償責任保険」の約款の定めるところにより、補償されるものとする。

ただし、会員の自己負担額（一事故につき定額）は当該保険の定める額とする。

2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター賠償責任保険」で担保されない賠償は、会員が負うものとする。

### 第6章 雑則

(規約の改廃)

第10条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

### 附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。